

## 安八町木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における既存建築物の倒壊等による災害を防止するため、安八町内に存する木造住宅の耐震化促進事業を実施する者に対して必要な経費の一部を予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、木造軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法によるものをいう。
- (2) 耐震補強工事 木造住宅の耐震性向上を目的とした補強工事をいう。
- (3) 相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱（平成13年11月1日施行）に基づき、岐阜県知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。

### (補助金交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。ただし、岐阜県及び安八町が行う他の補助金、資金貸付利子補給金等（岐阜県が実施する岐阜県住宅リフォームローン利子補給金を除く。）を受けている事業を除くものとする。

#### (1) 木造住宅に係る住宅耐震補強工事

- ア 木造住宅の所有者等が実施する耐震補強工事（増築及び改修を伴うものを含む。）であること。
- イ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。
- ウ 一般財団法人日本建築防災協会又は一般社団法人岐阜県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」（以下「建防協マニュアル」という。）に関する講習を受講し修了証の交付を受けている相談士が、

建防協マニュアルに定める診断法に基づき耐震補強に関する設計及び工事監理を実施する耐震補強工事であること。

エ 次のいずれかに該当する耐震補強工事であること。

(ア) 前記ウに規定する相談士が建防協マニュアルに基づき実施した耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅で、補強後の評点が1.0以上となる耐震補強工事であること。

(イ) (ア)に定める耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満とされた木造住宅で、補強後の評点が0.7以上となる耐震補強工事であること。

オ 前記エ(イ)の場合は、耐震補強工事に併せて地震時に転倒の恐れのある家具等について転倒防止対策を実施すること。

(補助金の額等)

第4条 事業に要する費用及び補助金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事業に要する費用は、一戸当たり120万円を限度とし、耐震補強に関する設計費用及び工事監理費用を含み、耐震性の向上に寄与しない増築又は改修に係る費用を除くものとする。

(2) 補助金の額は、事業に要する費用の2分の1以内の額から1,000円未満の端数を切り捨てた額及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除額の合計額とする。

2 前項の規定による事業については、次に定める額を加算する。

(1) 第3条第1項第1号エ(ア)の工事にあつては、事業に要する費用（耐震補強に関する設計費用及び工事監理費用を除く。）の10分の4の額又は50万円のいずれか低い額以内。この場合において、事業に要する費用については、前項第1号に定める限度を適用しない。

(2) 第3条第1項第1号エ(イ)の工事にあつては、事業に要する費用の1000分の115の額又は24万円のいずれか低い額以内。この場合において、事業に要する費用については、前項第1号に定める限度を適用しない。

3 第1項第2号の補助金の交付にあつては、あらかじめ租税特別措置

法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いて交付するものとする。

（実施計画書及び承諾書）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に、木造住宅耐震化促進事業実施計画書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の計画書が本要綱に適合していると認めたときは、木造住宅耐震化促進事業実施承諾書（第2号様式）を速やかに申請者に交付するものとする。

（実施計画の変更等）

第6条 前条第2項の規定による承諾書の交付を受けた者（以下「補助対象者」という。）が計画の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに木造住宅耐震化促進事業実施計画変更・中止届出書（第3号様式）を町長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 町長は、前項の計画書が本要綱に適合していると認めたときは、木造住宅耐震化促進事業実施計画変更・中止承諾書（第4号様式）を、速やかに補助対象者に交付するものとする。

（完了報告及び補助金交付申請）

第7条 補助対象者は、事業が完了したときは、速やかに木造住宅耐震化促進事業完了報告書（第5号様式）及び木造住宅耐震化促進事業費補助金交付申請書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定通知）

第8条 町長は、前条の規定による完了報告書及び申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、木造住宅耐震化促進事業費補助金交付決定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定通知後、木造住宅耐震化促進事業費補助金交付請求書（第8号様式）による請求に基づき、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、木造住宅耐震化促進事業費補助金交付取消通知書(第9号様式)により通知し、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為があったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。